Ⅳ　子どもと子育て家庭を応援するまちづくりを進めます

1　居住環境の整備と子育てバリアフリーのまちづくり

（1）　現状と課題

居住環境は、子どもの健全な成長に大きな影響を与えるものであり、良好な居住環境の確保が求められています。また、子ども連れでも安心して外出できる環境の整備や、子どもの視点も含めたバリアフリーのまちづくり、ユニバーサルデザインといった発想が、まちづくりには求められています。

アンケート調査結果によれば、『子育てをするうえで特に負担を感じていること』として、「住居が狭い」が、就学前児童のいる家庭では、24.7%で 10 項目中 4 番目、小学校児童のいる家庭では、27.2%で 10 項目中 2 番目となっており、子育て世帯にとって住居の問題は、特に負担を感じる原因となっていることが分かります。（図表－１、図表－２）

図表－１　子育てをするうえで特に負担を感じていること、悩んでいること（就学前児童の保護者）

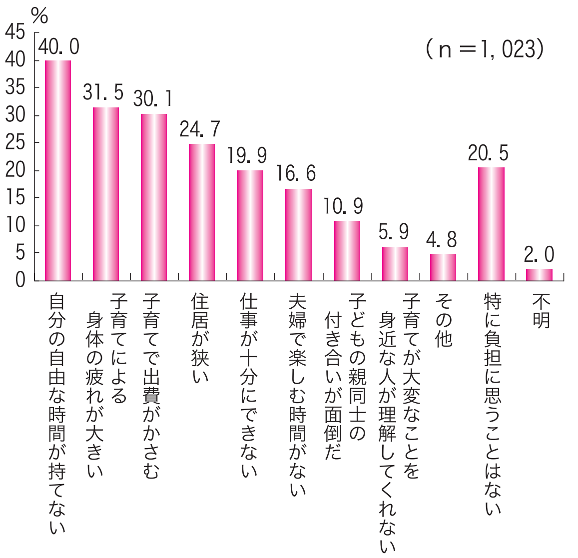

図表－２　子育てをするうえで特に負担を感じていること、悩んでいること（小学生の保護者）

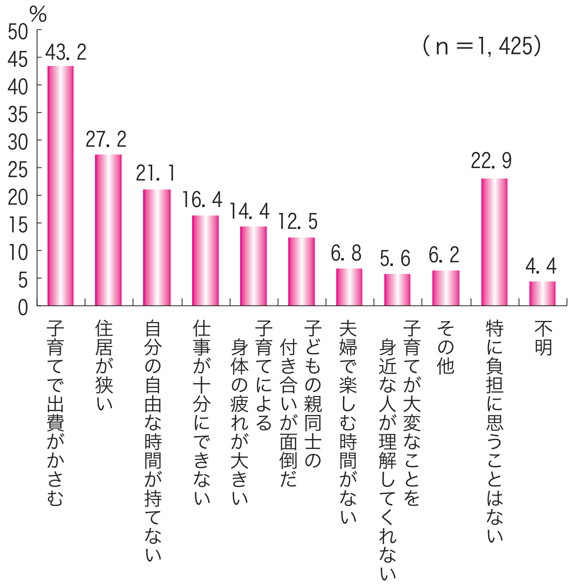

【資料：練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成 16 年３月）】

離婚の増加により、ひとり親世帯が増えています。ひとり親世帯数は、平成２年から平成 12 年の変化をみてみると、父子世帯数は、ほとんど変化がないものの、母子世帯数は、この 10 年間で 2,544 世帯から 3,298 世帯と約 1.3 倍に増えています。一般的には、母子世帯は経済的基盤が不安定であるといわれており、住宅面での配慮を検討する必要があります。

バリアフリーのまちづくりに関しては、就学前児童のいる家庭に対するアンケートでは、『子どもと外出する際の困りごと』として、「トイレがオムツ替えなど利用に配慮されていない」（30.9%）、「建物などがベビーカーでの移動に配慮されていない」（28.7% ）、「歩道も自転車が通るなど、安心して歩けない」（27.9% ）、「歩道の段差などが、ベビーカーなどの通行の妨げになっている」（23.9% ）といった施設整備の改善の必要性が指摘されています。また、「周囲の人が子ども連れを迷惑そうに見る」（8.4%）、「荷物で困っている時に手を貸してくれる人が少ない」（5.9%）との指摘もあり、子育てを支援するバリアフリーのまちづくりでは、ハード面での整備だけではなく、子育て家庭を応援する気持ちを育てるソフト面からの支援も必要です。（図表－３）

図表－３　子どもと外出の際の困りごと（就学前児童の保護者）

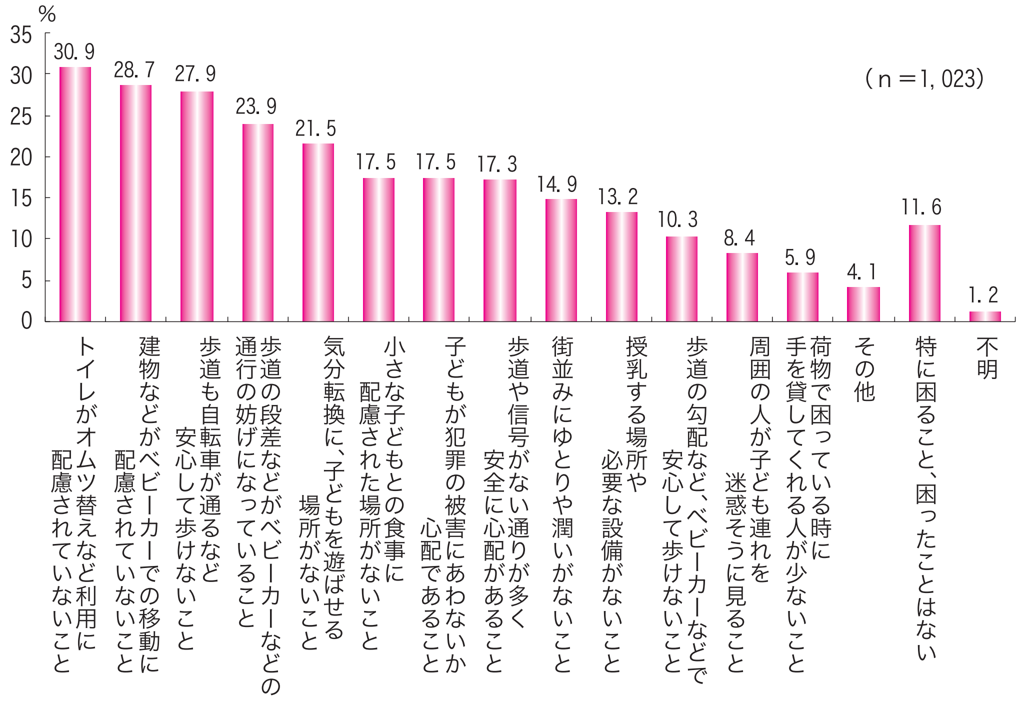

【資料：練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成 16 年３月）】

（２）　施策の方向

居住環境の整備については、練馬区では、低所得者層の居住環境の確保を図るため、東京都から区へ、都営住宅の移管を受け、平成 16 年度現在、528 戸の区営住宅の設置と管理を行っています。今後、平成 22 年までに、さらに約 500 戸の都営住宅の移管を受ける予定でいます。受け皿としての区営住宅の戸数を増やすことによって、まずは区民の入居の機会を増やします。

また、現在は、ひとり親世帯や若年ファミリー世帯などについては、募集の区分や抽選の優遇について特別な枠を設置していません。公営住宅という性格から公平性や機会の均等性、また区としての管理戸数が少ないこと、一戸あたりのタイプ別（部屋数）の多様性がないといった課題もありますが、ひとり親世帯や若年ファミリー世帯に対する募集区分の設置や、子どもが３人以上の世帯に対する抽選優遇策などを、移管戸数の増加に合わせて実施します。そして、公的な賃貸住宅の入居・募集情報の提供などを行い、子育て家庭への住宅情報の充実に努めます。

バリアフリーのまちづくり（福祉のまちづくり）においては、建築物については、国のハートビル法やそれに基づく東京都のハートビル条例、福祉のまちづくり条例、さらに練馬区の福祉のまちづくり整備要綱に基づき、民間事業者を指導します。

駅舎については、交通バリアフリー法に基づいて鉄道事業者が実施する駅舎のバリアフリー化工事に対する助成を行います。また、道路については段差の改良や歩道の設置などを進めるとともに、公園内に子ども連れでも利用できる「だれでもトイレ」の設置を進めます。さらには、中村橋駅周辺をモデル地区として、バリアフリー化の基本構想・事業計画を策定し、駅舎、道路、建築物など総合的な整備に取り組みます。

しかし、既存の施設等については、整備に要する経費や物理的スペースがないなどの課題も多く、今後、整備が可能な施設等からバリアフリー化を進めていきます。

バリアフリーのまちづくりは、区のさまざまな施策と関連する課題であり、区民の理解や参加が不可

欠であることから、平成 17 年度に策定する「福祉のまちづくり総合計画」の中で、区民参加により計画化を図ります。この「福祉のまちづくり総合計画」の策定において、障害者や高齢者の視点だけではなく、子どもや子育て家庭の視点も加え検討を行い、安全で快適な生活環境の整備に努めます。

（3） 施策の体系

- 居住環境の整備と子育てバリアフリーのまちづくり
  - 住宅に関する情報の提供
  - 区営住宅の設置・管理
  - 大規模開発に伴う誘導
  - 施設のバリアフリー等福祉情報の提供
  - 歩道の設置等
  - 計画事業　歩道のバリアフリー化
  - 計画事業　駅のバリアフリー化
  - 公共施設（建物）等のバリアフリー化
  - 計画事業　公園へのだれでもトイレの設置
  - 「福祉のまちづくり総合計画」策定に向けた取組み

（４）　事業の概要

区　分	事　業　名	事　業　の　概　要	担　当　課
	住宅に関する情報の提供	区民向けに①公的な賃貸住宅の入居・募集情報の提供、②自己用住宅の融資・助成情報などを中心とした住宅ガイドを発行【隔年】するとともに、ホームページによる情報提供を実施します。	住宅課
	区営住宅の設置・管理	区民の入居機会を増やすため、区営住宅戸数の増加に努めます。また、ひとり親世帯や若年ファミリー世帯に対し、新たに募集枠を設けるとともに、子どもが３人以上の世帯に対し優遇倍率制度を設けます。 【平成 16 年度末の現況（見込み）】 区営住宅　528 戸	住宅課
	大規模開発に伴う誘導	大規模開発において開発事業者に子育て支援事業への協力を求め、公園用地などの提供を求めます。区は、それに合わせて施設整備や子育て支援事業を推進します。	都市計画課
	施設のバリアフリー等福祉情報の提供	障害者や高齢者、子育て中の方など誰もが安心して外出できるように、区内の公共施設、民間施設、公園、駅など施設のバリアフリー等福祉情報を、区民ボランティアの協力により提供します。 これらにより、心のバリアフリー、人にやさしいまちづくりを進めます。	障害者課
	歩道の設置等	安心して外出できる環境整備の一環として、歩道の設置等を推進するとともに、防護柵等の交通安全設備の整備を図ります。 交通事故発生の危険度の高い交差点等の改良を推進します。 【平成 16 年度末の現況（見込み）】 歩道の設置　104,673 m 交差点の改良　115 か所	建設課
計画事業	歩道のバリアフリー化	安心して外出できる環境整備の一環として、歩道のバリアフリー化を図ります。	建設課
計画事業	駅のバリアフリー化	安心して外出できる環境整備の一環として、鉄道事業者等が実施する駅のエレベーターや「だれでもトイレ」の設置など、バリアフリー化工事に要する経費の一部を助成します。	交通企画担当課
	公共施設（建物）等のバリアフリー化	安心して外出できる環境整備の一環として、公共施設のバリアフリー化を図るとともに、民間の公共的施設に対するバリアフリー化の「指導」「誘導」を行います。	施設管理担当課 営繕第一課 営繕第二課 建築調整課
計画事業	公園へのだれでもトイレの設置	安心して外出できる環境整備の一環として、公園内に障害者や子ども連れでも利用できる「だれでもトイレ」を設置します。	公園緑地課
	「福祉のまちづくり総合計画」策定に向けた取組み	障害者や高齢者、子育て中の方など、誰もが安心して快適に暮らせる福祉のまちづくりをめざし、施設整備等のハード面と、普及・啓発や人的支援等ソフト面の両面から、区民の方と協働で、「福祉のまちづくり総合計画」の策定など、取組みを進めます。	障害者課

（5） 計画事業

事業名	対象者	事業主体	16 年度末の現況（見込み）	5か年の事業量	21 年度末の目標値
歩道のバリアフリー化	子ども 子育て家庭	区	44 か所 1路線	100 か所増 10 路線増	144 か所 11 路線
駅のバリアフリー化	子ども 子育て家庭	鉄道事業者	3駅	3駅増	6駅
公園へのだれでもトイレの設置	子ども 子育て家庭	区	5か所	6か所増	11 か所

2 安全・安心のまちづくり

（1） 現状と課題

交通安全の確保は区民共通の願いです。区は、交通事故のない安全で安心して暮らせるまちの実現のために、平成 10 年 12 月に「交通安全都市練馬区宣言」を行いました。区では、区民と協力して交通事故防止のために道路環境を整備するとともに、交通安全思想の普及・啓発に努めています。

しかし、子どもの交通事故は増加しています。中学生以下の子どもの交通事故は、平成 14 年には発生件数が 335 件、負傷者数も 389 件となっており、平成 10 年と比較すると 1.4 倍強に増加しています。特に幼児の増加が目立っています。（図表－1）

図表－1 子どもの交通事故発生状況

年および警察署	発生件数				死者数				負傷者数			
	計	幼児	小学生	中学生	計	幼児	小学生	中学生	計	幼児	小学生	中学生
平成 10	229	26	155	48	－	－	－	－	274	58	163	53
平成 11	240	21	167	52	1	－	1	－	306	66	182	58
平成 12	320	38	180	102	1	－	1	－	369	88	185	96
平成 13	332	43	204	85	－	－	－	－	384	92	213	79
平成 14	335	50	200	85	－	－	－	－	389	111	205	73
練馬警察署	83	14	48	21	－	－	－	－	113	41	53	19
光が丘警察署	100	17	63	20	－	－	－	－	116	38	62	16
石神井警察署	152	19	89	44	－	－	－	－	160	32	90	38

※ 警察署別の件数は、平成 14 年の内数です。 【資料：練馬区統計書、平成 15 年版】

交通安全の願いは、アンケート結果にも表れています。『子育て支援施策でどこに力を入れていくといいか』については、就学前児童のいる家庭では、「交通事故にあわないよう交通安全対策を強化して欲しい」が 53.7％で第3位でした。小学生のいる家庭でも、49.8％で第3位でした。警察や関係機関と連携を図りながら、今後も引き続き交通安全思想の普及・啓発などを粘り強く推進する必要があります。（図表－2、図表－3）

図表－２　子育て支援要望（就学前児童の保護者）

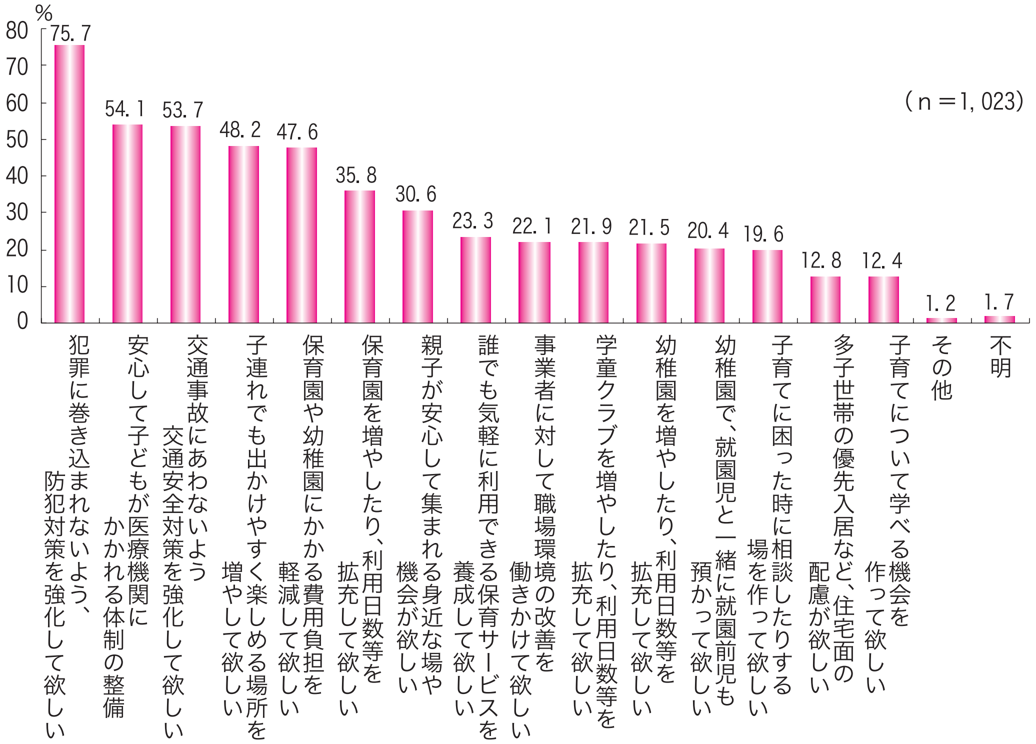

図表－３　子育て支援要望（小学生の保護者）

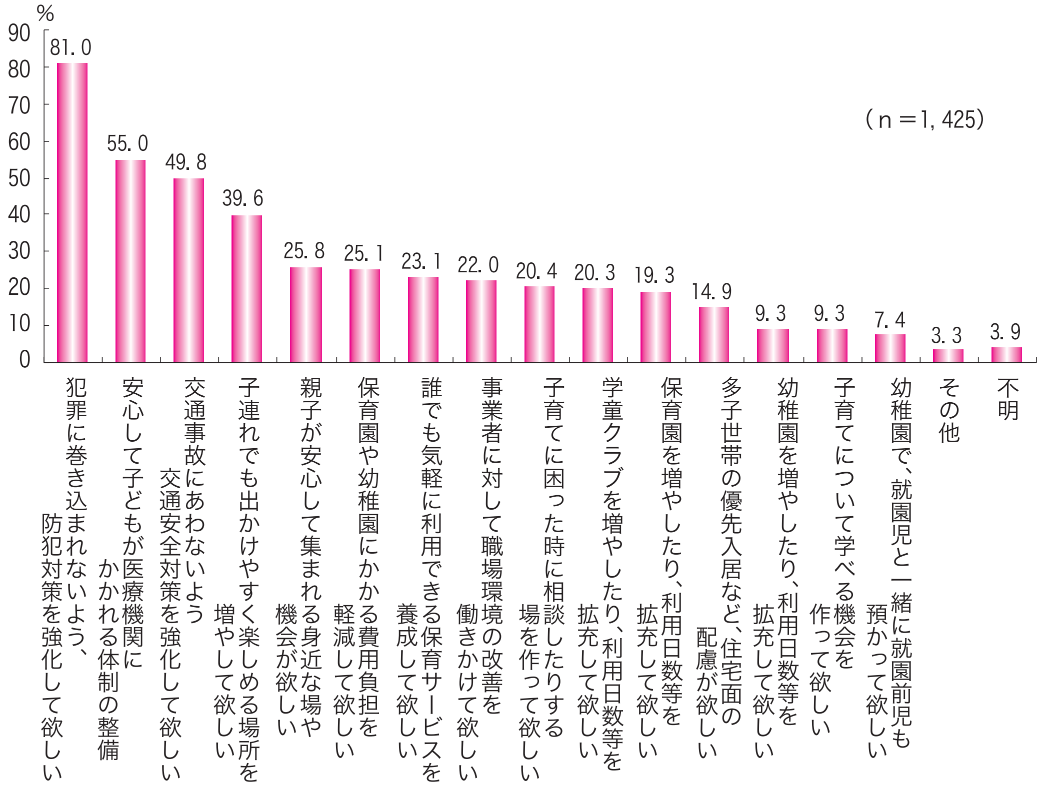

【資料：練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成 16 年３月）】

また、子どもを狙った犯罪の増加など、子どもたちの安全を脅かすような事件や事故が頻発しています。「不審者から声をかけられた」、「殴られた」、「体を触られた」などの区に寄せられた「不審者」情報は、平成 16 年 4 月から 10 月までで、実に 44 件におよんでおり不安が増しています。(図表－4)

図表－4　区に寄せられた「不審者」情報

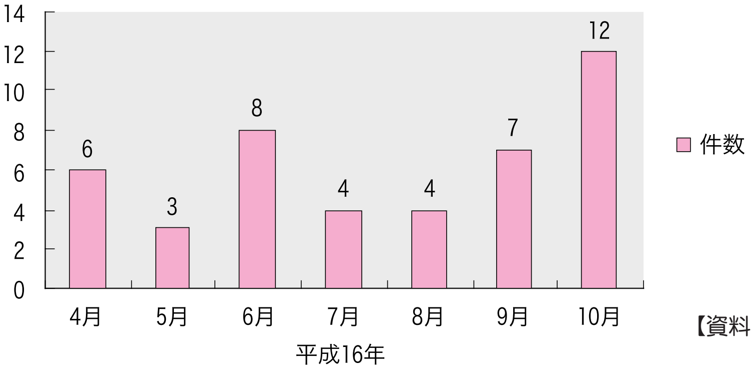

【資料：安全・安心担当課】

アンケートでも、『子育て支援施策でどこに力を入れていくといいか』については、就学前児童のいる家庭、小学生のいる家庭ともに、「犯罪に巻き込まれないよう、防犯対策を強化して欲しい」が第 1 位でした。特に、小学生のいる家庭では、81.0%と非常に高い数値となっており、保護者の不安を裏付けています。(図－2、図－3)

このような状況の中で、区は、安全・安心のまちづくりを目指して、平成 15 年 12 月に安全・安心担当課を設置しました。現在、安全･安心担当課において、多くの区民の方々に協力をいただきながら、施策の検討や体制の整備をしています。

地域では犯罪を防ぐための自主的なパトロール活動が広がっています。区は、安全・安心パトロールカーの貸し出しや地域の方が自主的にパトロールを行う際、必要なパトロール用品の支給などを実施しています。また、学校安全安心ボランティア事業や緊急避難所の設置などを通じて、保護者や地域住民と協力しながら犯罪の抑止に努めています。その他、街路灯の照度のアップや、公園等の樹木の剪定などに努め、安全なまちづくりを推進するとともに、すべての小学生と中学生に防犯ブザーを配付するなど子どもたちの安全の確保に努めています。

未来ある子どもたちの安全を確保することは、区はもちろんのこと、社会をあげて取り組むべき重要課題です。子どもたちを安全に健やかに育むために、これまで以上に地域住民の自主的活動とそれに対する支援が重要になってきています。

また、性や犯罪に関する有害な情報が氾濫しています。子どもたちの健全な成長のために、有害環境から守り、正しい判断能力を育む必要があります。

(2)　施策の方向

子どもたちを安全に健やかに育むためには、保護者はもちろんのこと、学校、地域社会、行政が連携して子どもたちを守らなければなりません。そして、子ども自身には、「自分の命は自分が守る」ことを、教えていかなくてはなりません。

子どもたちの交通安全のために、学校で行われる交通安全教育の充実を図るとともに、警察や関係機関と連携を図りながら、今後も引き続き交通安全思想の普及・啓発に努めます。また、子どもの自転車による交通事故を未然に防ぐため、平成 16 年に開催した練馬子ども議会の議論を踏まえて、新たに「自転車運転免許制度」を発足させます。

安全・安心のまちづくりを進め、犯罪から子どもたちを守るために、警察や関係機関との役割分担を

念頭におきながら、防犯情報の提供や防犯設備・防犯用品の普及を進めます。また、保護者、地域住民などと連携しながら､｢地域の子どもは地域で守る」ことをめざして､地域の自主的な防犯活動の支援や､協力者・協力団体の育成に努めます。

その他、子ども防犯ハンドブックの活用の推進や、学校での安全指導などを通じて、子どもたちへの防犯や安全に対する啓発に努めるとともに、学校、その他の施設や児童生徒の緊急避難所（｢ひまわり 110 番｣､｢カンガルー 110 番」など）で活用する緊急時対応マニュアル等を作成します。あわせて、児童生徒の緊急避難所の設置を進めます。

また、青少年の健全な育成のために、有害な図書類の青少年に対する販売に対処します。

（３）　施策の体系

安全・安心のまちづくり

- 交通安全の普及・啓発
- 計画事業　｢自転車運転免許制度｣
- 交通安全教育
- 計画事業　防犯情報の収集・提供
- 計画事業　学校安全安心ボランティア事業
- 計画事業　地域パトロール体制の充実
- 防犯に関する意識啓発
- 児童館、保育園等の危機管理マニュアルの作成等
- 子ども防犯ハンドブックの配付

- 計画事業　セーフティ教室・「学校 110 番」通報避難訓練
- 計画事業　児童・生徒の地域における緊急避難所の設置
- 防犯設備設置に係る助成
- 防犯用品・防犯機器の普及促進
- （仮称）安全安心連絡会の設置・育成
- 雑誌自動販売機等実態調査

（4）　事業の概要

区　分	事　業　名	事　業　の　概　要	担　当　課
	交通安全の普及・啓発	区報や交通安全講習会などを通じて、交通安全思想の普及啓発を行います。	交通安全課
計画事業	「自転車運転免許制度」	実技指導と筆記試験により、子どもに自転車運転のルール・マナーを教え、自転車に関する正しい知識を身につけた子どもに、自転車安全運転カードを発行します。子どもに自覚を持たせることにより、自転車による交通事故の防止に努めます。	交通安全課
	交通安全教育	小学生に交通規則や、横断歩道の渡り方、自転車運転時の注意などを教え、交通安全意識の啓発に努めます。	指導室
計画事業	防犯情報の収集・提供	警察署等から収集した犯罪情報や不審者情報について、区のホームページに専用のページを設置し掲載するとともに、町会・商店会・PTA などの地域住民団体に提供します。また希望する個人には、メールにより配信します。	安全・安心担当課
計画事業	学校安全安心ボランティア事業	保護者や地域住民に、ボランティアとして、区立小学校の玄関付近で来校者への声かけなどの活動をしていただき、授業時間中における児童の安全を高めるとともに、ふれあい給食などを通じたボランティアと児童の交流を進めます。	新しい学校づくり担当課

区　分	事　業　名	事　業　の　概　要	担　当　課
計画事業	地域パトロール体制の充実	地域で行われる各種パトロール活動を支援します。地域で活動が困難な時間帯などは、区がパトロールを実施し、犯罪の防止に努めます。 ・PTA や青少年育成地区委員会などが地域パトロールを行う際に、「安全･安心パトロールカー」の貸し出し、ジャンパーや誘導電灯などパトロール用品の支給を行います。また、パトロール中に発生した事故などに対応するための傷害保険の加入などの支援を行います。 ・地域パトロールが困難な夜間は、区が公園などを巡回パトロールします。 ・郵便局や宅配便、新聞販売店などその業務で地域をまわる各種団体とパトロールの協定を結び、パトロール体制を強化します。団体には、「パトロール」のプレートを配付します。	安全・安心担当課
	防犯に関する意識啓発	警察や関係団体と協力して、防犯に関する啓発冊子を作成し、地域団体等に配布します。 また、地域において専門家による防犯講習や防犯訓練を実施する場合には、講師派遣等の必要な支援を行います。 さらに区民の防犯意識の啓発を図るため、年１回程度「防犯・防火フェア」を開催します。	安全・安心担当課
	児童館、保育園等の危機管理マニュアルの作成等	児童館・保育園等において、危機管理マニュアルを作成します。また、防犯訓練（机上・実施）や講習会などを実施します。	子育て支援課 保育課
	子ども防犯ハンドブックの配付	親子で防犯について話し合う教材として、小学１年生、４年生の児童全員に、「子ども防犯ハンドブック」を配付します。また学校でも副読本として活用します。	青少年課
計画事業	セーフティ教室・「学校110 番 」通報避難訓練	児童生徒の非行防止と犯罪被害防止を目的に、警察署などと連携して学校がセーフティ教室を実施します。警察官などによる授業を保護者や地域関係者にも参観していただき、授業後に学校・警察署・保護者・地域の関係者で協議会を開催します。 また、不審者の学校侵入に対応するため、「学校110 番」通報避難訓練を実施します。通報避難訓練は、教員の安全教育研修会も兼ねて実施します。	指導室
計画事業	児童・生徒の地域における緊急避難所の設置	主に通学路等で、児童・生徒が犯罪に巻き込まれそうになった時、助けを求め「駆け込むことのできる」場所を、区民の協力を得て確保し、犯罪発生を抑止します。 これまで各地域での独自の取組として、小学校単位で進められてきた緊急避難所については、表示板の図柄を「ひまわり 110 番」に統一していきます。今後、これを機にすべての小学校学区域により多くの緊急避難所が設置できるように、地域の実施団体へ働きかけていきます。	青少年課
	防犯設備設置に係る助成	地域住民組織などが、犯罪防止を目的として、不特定多数の者が出入り、または往来する場所に、防犯カメラ・防犯灯などの防犯設備を設置する場合に助成を行います。	安全・安心担当課
	防犯用品・防犯機器の普及促進	小中学生に防犯ブザーを配付します。また、防犯用品・防犯機器販売業者団体等と協定を結び、区民に防犯用品・防犯機器をあっせんします。	安全・安心担当課

区　分	事　業　名	事　業　の　概　要	担　当　課
	（仮称）安全安心連絡会の設置・育成	地域住民が主体的に運営する「（仮称）安全安心連絡会」の設置を進めます。「（仮称）安全安心連絡会」は、おおむね小学校の学区域ごとに設置され、地域の防犯に関する情報交換やパトロールなどを行います。区は必要な助言・指導を行います。	安全・安心担当課
	雑誌自動販売機等実態調査	青少年の健全育成と非行防止のために、雑誌やビデオテープなど青少年の健全な育成に有害と思われる自動販売機の実態を調査し、実態を把握するとともに、場合によっては撤去を促します。	青少年課

（5）　計画事業

事　業　名	対象者	事業主体	16 年度末の現況（見込み）	5か年の事業量	21 年度末の目標値
「自転車運転免許制度」	区立小学 4 年生以上	区	―	対象児童全員の自転車安全運転カードの取得	対象児童全員の自転車安全運転カードの取得
防犯情報の収集・提供	区民 地域住民団体	区	情報収集システムの構築 区ホームページを活用した犯罪情報の発信 地域住民団体に対する犯罪情報の提供 ―	継続 継続 地域住民団体に対する情報提供システムの構築・発信 希望する区民に対する犯罪情報のメール発信	情報収集システムの構築 区ホームページを活用した犯罪情報の発信 地域住民団体に対する情報提供システムの構築・発信 希望する区民に対する犯罪情報のメール発信
学校安全安心ボランティア事業	小学生	保護者 地域住民	小学校全校 69 校	継続（学校応援団推進事業実施校は学校応援団推進事業に吸収）	小学校全校（学校応援団推進事業実施校は学校応援団推進事業に吸収）
地域パトロール体制の充実	区民	保護者 地域住民 区	24 時間巡回パトロールの実施 パトロールカー貸出 年間 90 回 パトロール用品 支給 70 団体	年間 10 回増 80 団体増	年間 100 回 150 団体
セーフティ教室・「学校 110 番」通報避難訓練	小中学生 教員 保護者 地域関係者	学校	セーフティ教室 23 校 「学校 110 番」通報避難訓練 年間 1 校実施	80 校増 継続	103 校 年間 1 校実施
児童・生徒の地域における緊急避難所の設置	小学生	地域住民 区	ひまわり 110 番 43 校 カンガルー 110 番 21 校 ぴかぴか 110 番 1 校 未設置校 4 校	26 校増 （ひまわり 110 番へ移行） （ひまわり 110 番へ移行） （ひまわり 110 番 4 校新設）	69 校 ― ― ―